明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業八一）……一

〔告　示〕

○原油等の有効な利用に関する石油精製業者の判断の基準の一部を改正する告示（経済産業二四一）
○石油の備蓄の確保等に関する法律第三十二条第一項の規定に基づき石油販売業者が組織する団体を指定する告示（同二四二）……四二
○石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則第三十三条第二項の規定に基づき経済産業大臣が定める要件（同二四三）……四三

〔公　告〕

諸事項

官庁
基本測量関係事項関係……五六
裁判所
破産、免責関係
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、独立行政法人製品評価技術基盤機構計量法第百四十六条において準用する同法第六十六条の規定に基づく登録の失効、独立行政法人農業者年金基金平成二十三事業年度決算等、独立行政法人平成二十三年度・事業年度財務諸表（酒類総合研究所・海上技術安全研究所・交通安全環境研究所・海上技術安全研究所）、東日本高速道路株式会社工事開始、中日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、西日本高速道路株式会社工事開始変更、石炭鉱業年金基金平成二十三年度決算等、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記、厚生年金基金変更関係……七〇
地方公共団体
行旅死亡人関係……一二六
会社その他
会社決算公告……一二九

省　令

○経済産業省令第八十一号

災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十六号）の施行に伴い、及び石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十九号）の規定に基づき施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十月三十一日　　経済産業大臣　枝野　幸男

石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第三章　石油輸入業の登録等
　第一節　石油輸入業の登録（第二十七条―第三十一条）
　第二節　石油精製業等の届出（第三十二条―第三十四条）
第四章　雑則（第三十五条―第五十三条）」

を

「第三章　災害時石油供給連携計画の届出等（第二十六条の二―第二十六条の九）
第四章　石油輸入業の登録等
　第一節　石油輸入業の登録（第二十七条―第三十一条）
　第二節　石油精製業等の届出（第三十二条―第三十四条）
第五章　国家備蓄石油（第三十四条の二）
第六章　勧告等（第三十四条の三―第三十四条の五）
第七章　雑則（第三十五条―第五十一条）」

に改める。

第八条の前の見出し並びに同条第二項第八号及び第九号中「基準備蓄量」を「石油基準備蓄量」に改める。

第九条の前の見出し及び同条第一項柱書き中「基準備蓄量」を「石油基準備蓄量」に改める。

第十二条第一項及び第二項第二号中「基準備蓄量」を「石油基準備蓄量」に改める。

第十三条の前の見出し中「基準備蓄量」を「石油基準備蓄量」に改める。

第十四条の前の見出し及び同条第二項中「基準備蓄量」を「石油基準備蓄量」に改める。

第十九条第一号及び第二号中「基準備蓄量」を「石油基準備蓄量」に改める。

第二十一条の前の見出し並びに同条第二項第二号及び第三号中「基準備蓄量」を「石油ガス基準備蓄量」に改める。

第二十二条の前の見出し及び同条第一項中「基準備蓄量」を「石油ガス基準備蓄量」に改める。

第二十六条中「この場合において、」の下に「第十三条の見出し、第十四条及び第十九条中「石油基準備蓄量」とあるのは「石油ガス基準備蓄量」と、」を加える。

第三十五条第一項中「第二十六条」を「第三十六条」に改め、同条第二項柱書き中「第二十六条」を「第三十六条」に改め、「第一号に掲げる事項、」の下に「特定石油精製業者等にあつては第二号に掲げる事項、」を加え、「第二号」を「第三号」に改め、同項第二号を第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　届出月の前月の測定日における石油の貯蔵施設の貯蔵能力及び貯蔵量その他の施設の能力に関する事項

第三十六条第一項柱書き中「第二十七条第二項」を「第三十七条第二項」に改め、同項第一号から第五号まで中「第二十七条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同項第六号及び同条第二項中「第十六条第一項第二号」を「第十九条第一項第二号」に改める。

第三十七条第一項及び第二項中「第二十七条第一項」を「第三十七条第一項」に改める。

第三十八条中「第二十八条第一項」を「第三十八条第一項」に改める。

第三十九条の柱書き中「第二十八条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同条第一号から第五号まで中「第二十八条第一項」を「第三十八条第一項」に改める。

第四十条第一項及び第二項中「第二十八条第一項」を「第三十八条第一項」に改める。